

桑名都市計画地区計画の変更（桑名市決定）

都市計画 多度御衣野地区 地区計画を次のように決定する。

名 称		多度御衣野地区 地区計画											
位 置		桑名市多度町御衣野 地内											
面 積		約9.6ha											
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は桑名市多度町の多度工業団地の東側及び多度第2工業団地の西側に位置する市街化調整区域内にあり、近年の交通アクセス向上にあわせて、上水道、電気供給などのインフラが既に確保されている。また、桑名市総合計画及びそれを踏襲する桑名市都市計画マスタープランにおいて産業誘導ゾーンに位置付けされており、生産・物流エリアとして土地利用を目指す区域であって、開発行為による計画的な整備を目指している地区である。本地区は地区周辺の自然や地域環境と調和した産業系用地の整備を行い、産業施設と周辺環境が調和した健全な都市環境の形成を図り、本市のものづくり産業の集積や地域経済の活性化、産業振興、雇用促進など本市の経済発展に寄与することを目標とする。</p>											
	土地利用の方針	<p>本地区はすでに整備済の「多度工業団地」「多度第2工業団地」の近傍に位置しており、周辺地域は、前述の既存工業団地の他、主に山林・農地で形成されている。こうした周辺環境のなか、本地区においては産業系の良好な操業環境の確保を目指し、周辺環境と調和のとれた土地利用を進めるとともに、適正な建築物等の規制誘導を図ることとする。</p>											
	地区施設の整備方針	<p>本地区へのアクセス向上のため、地区南側の市道下野代工業団地2号線の幅員を9m以上確保し、また周辺環境に配慮し緩衝緑地を配置するとともに、防災対策として調整池を配置する。</p>											
	建築物等の整備の方針	<p>良好な生産環境を造出・保持するため、地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、周辺との調和が図られるよう建築物等の用途制限や容積率及び建蔽率の最高限度、壁面後退について定める。</p>											
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路名</th> <th>幅員</th> <th>延長</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道下野代工業団地2号線</td> <td>9.0 m</td> <td>約320 m</td> <td>既設市道を拡幅</td> </tr> </tbody> </table>			道路名	幅員	延長	備考	市道下野代工業団地2号線	9.0 m	約320 m	既設市道を拡幅
		道路名	幅員	延長	備考								
	市道下野代工業団地2号線	9.0 m	約320 m	既設市道を拡幅									
緑 地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑 地</td> <td>約 2.4 ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			施設名	面積	備考	緑 地	約 2.4 ha					
施設名	面積	備考											
緑 地	約 2.4 ha												
調整池	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨水調整池</td> <td>約 0.6 ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			施設名	面積	備考	雨水調整池	約 0.6 ha					
施設名	面積	備考											
雨水調整池	約 0.6 ha												

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 ①建築基準法別表第二(わ)項の工業専用地域内に建築してはならない建物 ②保育所(立地施設に付帯する福利厚生目的のものを除く。) ③診療所(立地施設に付帯する福利厚生目的のものを除く。) ④児童福祉施設、老人福祉センターその他これらに類するもの ⑤神社、寺院、教会その他これらに類するもの ⑥自動車教習所 ⑦畜舎 ⑧公衆浴場 ⑨カラオケボックスその他これらに類するもの ⑩市場、と畜場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの
		建築物の容積率の最高限度	200%
		建築物の建蔽率の最高限度	60%
		壁面の位置の制限	外壁面もしくはこれにかわる柱面を敷地境界線より3m以上後退させること。
備考			
表中「建築基準法別表第二」とあるのは、「都市緑地法等の一部を改正する法律」(平成29年法律第26号)により改正された建築基準法別表第二をいう。			

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」